

川崎市立学校非常勤講師等に関する要綱

平成 29 年 3 月 31 日

28 川教職第 865 号

教育次長専決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和 63 年川崎市教育委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 13 条に基づき、川崎市立学校に勤務する非常勤講師、非常勤学校栄養職員及び非常勤学校事務職員（以下「非常勤講師等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(種別及び職務)

第 2 条 非常勤講師等は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領（16 川教庶第 1274 号）第 2 条第 2 号に規定する第 2 種非常勤職員とし、別表第 1 から別表第 10 までに定める職務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、教育長が特に必要であると認めるときは、非常勤講師等の職を別に設置することができる。

(任用)

第 3 条 非常勤講師等は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 号に規定する欠格事由に該当しない者で、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもののうちから選考し、川崎市公立学校教職員採用候補者等の健康診断取扱い要綱（昭和 55 年 8 月 1 日付け、川崎市教育委員会教育長決裁）第 2 条に規定する健康診断において異常がない旨を確認の上、任用する。

(1) 非常勤講師 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定により授与する各相当学校の相当普通免許状を有する者

(2) 非常勤学校栄養職員 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の規定により授与する栄養士免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有すること

(3) 非常勤学校事務職員 大学卒業又は大学卒業と同等の資格があると認められる者

(任用期間及び任用の更新)

第4条 非常勤講師等の任用期間については、4月1日から3月31日までの期間（以下「年度」という。）の範囲内において、職務内容に応じて定める。

2 規則第5条の規定にかかわらず、教育長が特に必要であると認めるときは、任用期間を満了した非常勤講師等を再度任用することができる。

（勤務条件の明示）

第5条 非常勤講師等の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の勤務条件を明示しなければならない。

（退職）

第6条 非常勤講師等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- （1）任用期間が満了した日
- （2）退職を願い出て承認があった日
- （3）死亡したとき

（校長の意見具申等）

第7条 校長は、非常勤講師等の任用その他の進退に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

（勤務日及び勤務時間等）

第8条 非常勤講師等の勤務日は、原則として1週間について5日以内、勤務時間は1日について休憩時間を除き7時間45分以内、1週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、その割振りは非常勤講師等の所属する校長が定める。

2 勤務時間の割振り等の事情により、非常勤講師等の勤務を要しない日に特に勤務を命ずる必要がある場合には、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年条例第30号）第4条の3の規定に準じ、勤務を要しない日に勤務を割り振ることができる。

3 勤務時間には、必要に応じ教材研究（授業準備又は授業に係る打ち合わせの時間等を含む。）の時間を含むことができる。

（年次有給休暇）

第9条 非常勤講師等に対して、勤務年数又は任用期間に応じて別表第11又は別表第12に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位として付与することができる。ただし、年度の途中で任用された非常勤講師等については、その年度に

において任用期間に応じて別表第12に規定する日数を付与することができる。

2 第4条の規定に基づき、再度任用された場合において、前年度に付与した年次有給休暇のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 非常勤講師等に対して、年次有給休暇のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に特別休暇を付与することができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による非常勤講師等の現住所の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 忌引
- (7) 骨髄移植のための骨髄液の提供
- (8) 夏季における健康保持
- (9) 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）
- (10) 非常勤講師等の出産
- (11) 女性非常勤講師等の生理
- (12) 非常勤講師等の育児
- (13) 子の看護
- (14) 短期の介護
- (15) 非常勤講師等の介護
- (16) 非常勤講師等の介護時間
- (17) 妊産婦である女性非常勤講師等が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
- (18) 妊娠中の女性非常勤講師等が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (19) 妊娠中の女性非常勤講師等が、当該女性非常勤講師等の業務が母体又は胎児の健

康保持に影響があると認められる場合

- 2 前項第1号から第9号までの特別休暇は、有給とする。
- 3 第1項第10号から第19号までの特別休暇は、無給とする。
- 4 第1項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、第11号の特別休暇の期間については、女性非常勤講師等が請求した期間とする。
- 5 第1項第17号から第19号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専念する義務の免除の例による。
- 6 第1項第8号の特別休暇は、別表第1に定める非常勤講師等に限り、7月1日から9月30日までの間において次の日数を付与するものとし、その他の要件については正規職員の例による。

| 1週間の 勤務日数 | 付与日数 | | |
|--------------|--------|------|------|
| | 7月以前任用 | 8月任用 | 9月任用 |
| 5日以上 | 5日 | 4日 | 3日 |
| 4日 | 4日 | 3日 | 2日 |
| 3日 | 3日 | 2日 | 1日 |

- 7 第1項第9号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

| 1週間の勤務 日数 | 任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。） ごとの上限日数 | | | | | | |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|
| | 1箇月 | 2箇月 | 3箇月 | 4箇月 | 5箇月 | 6箇月 | 6箇月 を超える 期間 |
| 5日以上 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 10日 |
| 4日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 7日 |
| 3日 | — | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 5日 |
| 2日 | — | — | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 3日 |
| 1日 | — | — | — | — | — | 1日 | 1日 |

- 8 第1項第13号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数

を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が1人の場合

| 1週間の勤務日数 | 任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数 | | | | | | |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | 1箇月 | 2箇月 | 3箇月 | 4箇月 | 5箇月 | 6箇月 | 6箇月を超える期間 |
| 5日以上 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 7日 |
| 4日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 5日 |
| 3日 | — | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 4日 |
| 2日 | — | — | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 |
| 1日 | — | — | — | — | — | 1日 | 1日 |

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が2人以上の場合

| 1週間の勤務日数 | 任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数 | | | | | | |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | 1箇月 | 2箇月 | 3箇月 | 4箇月 | 5箇月 | 6箇月 | 6箇月を超える期間 |
| 5日以上 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 10日 |
| 4日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 7日 |
| 3日 | — | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 5日 |
| 2日 | — | — | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 3日 |
| 1日 | — | — | — | — | — | 1日 | 1日 |

9 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

| 1週間 | 任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。) |
|-----|---------------------------------------|
| | |

| の勤務 日数 | ごとの上限日数 | | | | | | |
|-----------|---------|------|------|------|------|------|------------------------|
| | 1 箇月 | 2 箇月 | 3 箇月 | 4 箇月 | 5 箇月 | 6 箇月 | 6 箇月 を 超 え る 期 間 |
| 5 日 以上 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 5 日 |
| 4 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 4 日 |
| 3 日 | — | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 3 日 |
| 2 日 | — | — | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 |
| 1 日 | — | — | — | — | — | 1 日 | 1 日 |

(2) 要介護者が2人以上の場合

| 1 週間 の勤務 日数 | 任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。） ごとの上限日数 | | | | | | |
|-------------------|---|------|------|------|------|------|------------------------|
| | 1 箇月 | 2 箇月 | 3 箇月 | 4 箇月 | 5 箇月 | 6 箇月 | 6 箇月 を 超 え る 期 間 |
| 5 日 以上 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 4 日 | 5 日 | 1 0 日 |
| 4 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 7 日 |
| 3 日 | — | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 5 日 |
| 2 日 | — | — | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 3 日 |
| 1 日 | — | — | — | — | — | 1 日 | 1 日 |

10 第1項第15号の特別休暇は、要介護者の介護をする非常勤講師等であって、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間（以下「要介護者各々に係る一の要介護期間」という。）に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、次のいずれにも該当するものに対して、要介護者各々に係る一の要介護期間において連続する93日（当該期間に係る介護を必要とする一の継続する状態となった日以前において当該非常勤講師等が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあつては、93日からその使用の状況を考慮して別に定める日数を差し引いた日数）の範囲内の期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

1 1 第1項第16号の特別休暇は、要介護者の介護をする非常勤講師等であつて、要介護者ごとに介護を必要とする期間（要介護者各々に係る一の要介護期間において連続する93日と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことの承認を初めて請求した時点において、1日につき2時間の超えない範囲内で必要と認められる期間で付与することができるものとし、その要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

1 2 前10項から前11項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

1 3 前項の特別休暇の取扱いは、教育長が別に定める。

（育児休業）

第11条 非常勤講師等は、教育長の承認を受けて、当該非常勤講師等の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）における非常勤職員の例による。

（部分休業）

第12条 教育長は、非常勤講師等が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該非常勤講師等がその子を請求するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例における非常勤職員の例による。

（報酬）

第13条 非常勤講師等には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、別表第1に規定する非常勤講師等にあつては別表第13の、別表第2から別表第10に規定する非常勤講師等にあつては別表第14のとおりとする。

3 第2種報酬の額は、非常勤講師等の通勤の事情等に応じ教育長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償並びにその報酬の支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「報酬条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、教育長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(中途退職又は中途採用をする者の報酬)

第14条 別表第1に規定する非常勤講師等が月の中途において退職し、又は採用された者の当該月の報酬額は、次のとおりとする。

(1) 月の途中において退職した場合

退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務をすべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に報酬時間単価基準額を乗じて得た額を前条の報酬額から減額した額とする。ただし、死亡により退職する場合は、本文の規定にかかわらず前条の報酬月額的全額を支給するものとする。

(2) 月の中途において採用した場合

当該月の初日から採用日の前日までの間の本来勤務をすべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に報酬時間単価基準額を乗じて得た額を前条の報酬額から減額した額とする。

(報酬の減額)

第15条 非常勤講師等が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、次のとおりとする。

(1) 別表第1に定める非常勤講師等の場合

その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を、第12条第2項に定める第1種報酬月額から減額して支給する。

(2) 別表第2から別表第10に定める非常勤講師等の場合

その勤務しない1時間につき、別表第14に定める報酬単価を減額して支給する。この場合において、当該日における合計時間数に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(勤務1時間当たりの第1種報酬)

第16条 非常勤講師等の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別表第13のとおりとする。

(費用弁償)

第17条 非常勤講師等がその職務のため出張するときは、報酬条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表

の4等級に相当する旅費または川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第18条 非常勤講師等に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害の補償)

第19条 非常勤講師等の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

2 非常勤講師等が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第20条 非常勤講師等は、教育委員会が必要と認める健康診断を実施する。

(守秘義務)

第21条 非常勤講師等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(定めのない事項)

第22条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第23条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 市立高等学校非常勤講師の任用等に関する取扱い要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 小学校、中学校及び特別支援学校に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|---------|---------------|---------------------|----------------------|
| 定数内 | 非常勤講師 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 正規教員と同等の業務 |
| 学校栄養職員 | 非常勤学校 栄養職員 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 正規学校栄養職員と同等の業 務 |
| 乳幼児教育相談 | 非常勤講師 | 特別支援学校 | 聴覚障害乳幼児指導・教育相談 業務 |

別表第2 小学校、中学校及び特別支援学校に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|----------------|--|---------------------|--------------------------|
| 病気休暇等代替 | 非常勤講師、 非常勤学校 栄養職員 非常勤学校 事務職員 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 病気休暇、介護休暇中等の教職 員の代替業務 |
| 再任用短時間職 員補充 | 非常勤講師、 非常勤学校 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 再任用短時間勤務職員の欠員 補充 |

| | | | |
|-----------------|--|---------------------|--------------------------|
| | 事務職員 | | |
| 育児短時間勤務職員後補充 | 非常勤講師、 非常勤学校 栄養職員 非常勤学校 事務職員 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 育児短時間勤務をしている教職員の後補充 |
| 妊娠時体育授業免除 | 非常勤講師 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 妊娠した教員の体育授業を担当 |
| 初任者研修 | 非常勤講師 | 小学校及び特別支援学校 | 初任者及び指導教員の後補充 |
| 養護教諭初任者研修 | 非常勤講師 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 初任者への指導及び校外研修時の後補充 |
| 支援教育推進 | 非常勤講師 | 小学校、中学校及び 特別支援学校 | 支援が必要な児童・生徒への対応 |
| 小規模対策 | 非常勤講師 | 小学校 | 専科教科担当 |
| 専科 | 非常勤講師 | 小学校 | 専科教科担当 |
| 児童支援コーディネーター後補充 | 非常勤講師 | 小学校 | 児童支援コーディネーター教員の後補充 |
| 少人数指導等担当 | 非常勤講師 | 小学校 | 少人数指導やT・Tの担当 |
| 重複障害特別支援 | 非常勤講師 | 小学校 | 重複障害特別支援学級コーディネーター教員の後補充 |
| 特別支援学級残留対策 | 非常勤講師 | 小学校及び中学校 | 本務者の修学旅行等の引率時における後補充 |
| ケアセンター | 非常勤講師 | 小学校及び中学校 | こども心理ケアセンター内の分教室担当 |
| 英語推進リーダー | 非常勤講師 | 小学校及び中学校 | 英語推進リーダー教員の後補充 |

| | | | |
|----------|-------|-----------------|----------------------|
| 院内学級 | 非常勤講師 | 小学校及び中学校 | 聖マリアンナ医科大学病院内の院内学級担当 |
| 特別支援教育推進 | 非常勤講師 | 中学校 | 特別支援教育コーディネーター教員の後補充 |
| 生徒指導担当 | 非常勤講師 | 中学校 | 生徒指導担当教員の後補充 |
| 小中連携 | 非常勤講師 | 中学校 | 小中連携担当教員の後補充 |
| 教科補充 | 非常勤講師 | 中学校 | 教科担任が不足している場合の補充 |
| センター機能支援 | 非常勤講師 | 特別支援学校 | 地域支援部の後補充 |
| 小学校英語強化 | 非常勤講師 | 小学校 | 外国語活動・外国語授業の支援・強化 |
| 学校運営改善 | 非常勤講師 | 小学校、中学校及び特別支援学校 | 児童・生徒への教育 |

別表第3 中学校に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|--------|-------|-----|--|
| 夜間学級担当 | 非常勤講師 | 中学校 | 教科担任が不足している場合の補充又は夜間学級において養護教諭の職務（事務職員の職務を兼ねる） |

別表第4 高等学校全日制課程に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|---------|-------|------|---------------------|
| 病気休暇等代替 | 非常勤講師 | 高等学校 | 病気休暇、介護休暇中等の教員の代替業務 |
| 免許教科外指導 | 非常勤講師 | 高等学校 | 教科担任が不足している場合の補 |

| | | | |
|---------------|-------|------|---------------------------|
| 解消 | | | 充 |
| 初任者研修 | 非常勤講師 | 高等学校 | 初任者及び指導教員の後補充 |
| 高校改革事業 | 非常勤講師 | 高等学校 | 高校改革事業により教科担任が不足している場合の補充 |
| 英語推進リーダー 一 | 非常勤講師 | 高等学校 | 英語推進リーダー教員が在籍する 学校に配置 |

別表第5 高等学校全日制課程に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|-------|-------|------|-----------------------------|
| 外国語語学 | 非常勤講師 | 高等学校 | 外国語の授業担当（母国語とする 外国人に限る。） |

別表第6 工業に関する課程を置く高等学校全日制課程に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|-------------------|-------|------|--|
| 免許教科外指導 解消（工業） | 非常勤講師 | 高等学校 | 実習に伴う工業に関する科目を主 として担当する教科担任が不足し ている場合の補充 |

別表第7 高等学校定時制課程に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|---------------|-------|------|-------------------------------|
| 病気休暇等代替 | 非常勤講師 | 高等学校 | 病気休暇、介護休暇中等の教員の 代替業務 |
| 免許教科外指導 解消 | 非常勤講師 | 高等学校 | 教科担任が不足している場合の補 充 |
| 初任者研修 | 非常勤講師 | 高等学校 | 初任者及び指導教員の後補充 |
| 高校改革事業 | 非常勤講師 | 高等学校 | 高校改革事業により教科担任が不 足している場合の補充 |
| 英語推進リーダー 一 | 非常勤講師 | 高等学校 | 英語推進リーダー教員が在籍する 学校に配置 |

| | | | |
|-------|-------|------|-----------------------|
| 日本語指導 | 非常勤講師 | 高等学校 | 日本語指導が必要な生徒が在籍する学校に配置 |
|-------|-------|------|-----------------------|

別表第8 工業に関する課程を置く高等学校定時制課程に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|-------------------|-------|------|--|
| 免許教科外指導 解消（工業） | 非常勤講師 | 高等学校 | 実習に伴う工業に関する科目を主として担当する教科担任が不足している場合の補充 |

別表第9 中学校に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|---------|-------|-----|------------------|
| 中学校兼任講師 | 非常勤講師 | 中学校 | 教科担任の不足する夜間学級に配置 |

別表第10 高等学校に配置するもの

| 職の名称 | 職種 | 校種 | 職務 |
|----------|-------|------|----------------------|
| 高等学校兼任講師 | 非常勤講師 | 高等学校 | 教科担任の不足する全日制及び定時制に配置 |
| 学校運営改善 | 非常勤講師 | 高等学校 | 児童・生徒への教育 |

別表第11 勤務年数ごとの年次休暇日数

| 1週間の 勤務日数 | 勤務年数ごとの休暇日数 | | | | |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|--------|
| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目以上 |
| 5日以上 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 |
| | 18日 | 20日 | 20日 | 20日 | 20日 |
| 4日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 |
| | 13日 | 15日 | 15日 | 15日 | 15日 |
| 3日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 |

| | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 10日 | 11日 | 11日 | 11日 | 11日 |
| 2日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 |
| | 6日 | 7日 | 7日 | 7日 | 7日 |
| 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 |
| | 3日 | 3日 | 3日 | 3日 | 3日 |

別表第12 任用期間ごとの年次休暇日数

| 1週間の 勤務日数 | 任用期間（1箇月に満たない日数がある場合は、これを切り捨てるものとする。） ごとの休暇日数 | | | | | | |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|
| | 1箇月 | 2箇月 | 3箇月 | 4箇月 | 5箇月 | 6箇月 | 6箇月 を超える 期間 |
| 5日以上 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 10日 |
| 4日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 7日 |
| 3日 | — | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 5日 |
| 2日 | — | — | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 3日 |
| 1日 | — | — | — | — | — | 1日 | 1日 |

別表第13 報酬月額及び勤務1時間当たりの報酬額

| 職の区分 | 経験年数 | 報酬月額 | 勤務1時間当 たりの報酬額 |
|-------------------|------------|----------|------------------|
| 別表第1に掲げる非 常勤講師 | 2年未満 | 200,200円 | 1,594円 |
| | 2年以上4年未満 | 214,200円 | 1,705円 |
| | 4年以上6年未満 | 232,400円 | 1,850円 |
| | 6年以上8年未満 | 252,700円 | 2,011円 |
| | 8年以上10年未満 | 270,100円 | 2,150円 |
| | 10年以上12年未満 | 278,000円 | 2,213円 |
| | 12年以上 | 281,000円 | 2,237円 |
| 別表第1に掲げる | | 194,300円 | 1,546円 |

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 非常勤学校栄養職員 | | | |
|-----------|--|--|--|

備考 経験年数の算出に当たっては、川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）別表第11に定める経験年数換算表を用いるものとする。

別表第14 報酬単価額

| 職の区分 | | 報酬単価額 |
|------------|-----------|--------|
| 別表第2に掲げる職 | 非常勤講師 | 2,500円 |
| | 非常勤学校栄養職員 | 1,546円 |
| | 非常勤学校事務職員 | 1,170円 |
| 別表第3に掲げる職 | | 2,750円 |
| 別表第4に掲げる職 | | 2,800円 |
| 別表第5に掲げる職 | | 3,600円 |
| 別表第6に掲げる職 | | 3,100円 |
| 別表第7に掲げる職 | | 3,100円 |
| 別表第8に掲げる職 | | 3,200円 |
| 別表第9に掲げる職 | | 2,900円 |
| 別表第10に掲げる職 | | 2,800円 |

備考 報酬の支払いに際しては、週の勤務時間数と報酬額を乗じ週の勤務日数を除することで日額報酬として支給する。